

令和2年9月 農業委員会総会

1. 開会日時
閉会日時

令和2年9月25日(金) 9時00分
令和2年9月25日(金) 12時10分

2. 場 所

川棚町中央公民館 1階 講習室

3. 農業委員

1番 2番 3番
4番 5番 6番
7番 8番 9番
10番 11番 12番
13番

(欠席 なし)

(遅刻 10番)

(早退 19番)

4. 最適化推進委員

14番 15番 16番
17番 18番 19番

5. 議事録署名人

8番 13番

6. 付議事件

第16号 農地法第3条に規定する許可申請について
第17号 農地法第5条に規定する許可申請について

7. 報告事項

・行事報告について

8. その他

・農業委員研修会開催：10時～

令和2年9月 農業委員会総会

事務局長

ただいまから、令和2年9月の農業委員会を開催します。

(総会成立要件)
(過半数以上の出席)

「本日は、全員出席ですが、〇〇委員が遅れて出席の事です。
ただいま、委員13名中12名の出席ですので、総会は成立している事をご報告します。

また本日は農地利用最適化推進員の皆様にも参加していただいています。」

「それでは、開会に当たりまして、会長からご挨拶をお願いします。」

会長

(挨拶)

「それでは報告事項の報告及び次回総会等の開催日の提案を事務局からお願いします。」

事務局

「それでは報告事項1番、9月の行事及び10月の予定についてご報告いたします。(各報告)

現地調査を10月20日、調査員に 〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員にお願いします。総会を10月26日でご提案いたします。」

会長

「ただいま、事務局から次回の現地調査及び総会開催予定日の提案がありましたがいかがでしょうか。」

委員

「20日の現地調査の出席は難しいようですので、私は来月以降にお願いします。」

会長

「それでは、〇〇委員の代わりに〇〇委員に、次回の現地調査の日程を10月20日、総会開催日を10月26日にしたいと思います。」

「次回の調査委員は〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員としますのでよろしくお願いします。」

会長

「これより本日の会議を開きます。なお、議事に入ります前に

会長	議事録署名人を指名いたします。議事録署名人を〇〇委員、〇〇委員にお願いいたします。」
会長	「それでは、議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について審議を行いますが、3条案件2件あります。まず3条1番について事務局、説明をお願いします。」
事務局	<p>2ページをお開き下さい。(議案朗読及び説明)</p> <p>「農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。」</p>
会長	<p>「ただいま事務局から説明がありました、議案第16号、農地法3条1番の許可申請については、調査委員 地元委員からの説明を受け、質疑を受けた後に採決に入りたいと思います。」</p> <p>「まず、調査委員より説明をお願いします。」</p>
委員	<p>「11番、〇〇です。9月23日に事務局2名と〇〇委員、〇〇委員、地元推進委員の〇〇推進委員と調査をいたしました。</p> <p>場所については、〇〇〇〇〇〇〇から〇〇の農道へ入り〇〇の田んぼになります。この水田は、今、説明があったように〇〇さんから〇〇さんが借り受けて水稻を耕作していた場所で、2年程耕作されていましたが、〇〇さんが亡くなられたので、息子さん耕作できないので、今回所有権移転のお話があったようです。</p> <p>〇〇さんは、このほかにもオリーブや野菜などの耕作をされていますし、後継者もおられますので特に問題は無いようです。」</p>
会長	「引き続き地元推進委員の説明をお願いします。」
推進委員	<p>「18番、〇〇です。ここは、〇〇さんが亡くなる前から〇〇さんが譲り受けたいと言っていた場所ですが、〇〇さんの体調が優れず、手続きが困難であったため出来なかったようでした。</p> <p>今回、相続の手続きも終わり、農業も出来ないで〇〇さんとの所有権移転の話が出てきたそうです。前々からの〇〇家との話し合いがあったようで、問題はないと思います。」</p> <p>「現在、〇〇歳となっておるようですが、元気で農業をやっておられるので特に問題はありません。」</p>

会長	「それでは、ただいまから審議を行います。金額についてもよろしいでしょうか。」
推進委員	「この辺りは、これまで、反の70万から80万円で売買がございましたので、妥当な金額かと思われま。当初は、〇〇さんが100万円ぐらいでとのお話があったようですが、これまでもここを耕作して管理して頂いていたので、80万円ぐらいで良いのではなかったようです。」
会長	「これより議案第16号 3条1番について質疑を行います。質疑等ございませんか。」
全委員	質疑なし
	「質疑など無いようですので、採決に移ります。 議案第16号、農地法第3条1番について許可することにご異議ございませんか。」
全委員	「異議なし」
会長	「異議なしと認めます。よって議案第16号 農地法第3条1番の許可申請については許可することに決定します。」 「それでは、引き続き「これより議案第16号 3条2番について事務局より説明をお願いします。」
事務局	2ページをお開き下さい。(議案朗読及び説明) 「農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。」
会長	「ただいま事務局から説明がありました、議案第16号、農地法3条2番の許可申請については、調査委員・地元委員からの説明を受け、質疑を受けた後に採決に入りたいと思います。」
委員	「10番、〇〇です。9月23日に先程、〇〇委員が言われたメンバーで調査を行いました。 先程、事務局が説明されたように、場所は16ページの地図でもありますように〇〇郷〇〇〇〇983-〇で〇〇の牛舎の下で所でした。現在基幹農道の建設工事がされている道路の真横でした。」

委員	<p>〇〇さんの農地、〇〇〇㎡は基幹農道の道路建設に伴う残地でありまして、農地としての利用価値はほとんどなく、この残地の隣接する、農地の所有者である〇〇さんとの合意の元、〇〇さんの残地を購入して、入〇〇さんが一緒に合筆して農地の管理をされるようです。</p> <p>〇〇さんがここを管理されるのは特に問題はないと思いました。」</p>
会長	<p>「地元委員、地元推進委員補足説明をお願いします。」</p>
委員	<p>「9番、〇〇です。9月23日に調査に行ってきました。</p> <p>基幹広域農道から〇〇さんの農地はすぐ隣接した所でありまして、三角の形状になっており、〇〇さんの農地と一緒にすると作業もしやすい畑になるのではないかと思います。</p> <p>特に問題はありません。」</p>
会長	<p>「地元推進委員の〇〇推進委員をお願いします。」</p>
推進委員	<p>「17番、推進委員の〇〇です。只今、〇〇委員、〇〇委員から説明があったとおりで間違いございません。</p> <p>付け加えて言えば、私もこの隣接地で農業をさせてもらっています。両本人もよく知っております。ここは基幹農道の計画の時から話があった場所で、残地の中で利用価値もないといった事で、〇〇さんはこの近隣にいくつか農地を持っておられ、年間通して管理に来られていますので荒れる事まず、ないと思いますのでこの農地も一緒に管理されると思いますのでいいのではないかと思います。以上です。」</p>
会長	<p>「それでは、3条2番の審議に入ります。」</p>
	<p>「これより議案第16号 3条2番について質疑を行います。質疑等ございませんか。」</p>
全委員	<p>質疑なし</p>
会長	<p>「質疑など無いようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第16号、農地法第3条2番について許可することにご異議ございませんか。」</p>

全委員	「異議なし」
会長	「異議なしと認めます。よって議案第16号 農地法第3条2番の許可申請については許可することに決定します。」
事務局	<p>「それでは、つづいて議案第17号 5条申請の許可について事務局より説明をお願いいたします。」</p> <p>17ページをお開き下さい。(議案朗読及び説明)</p> <p>「当該農地は、農業振興地域内ですが、農用地ではなく農業公共投資の対象となっていない主集団の生産性の低い農地であり、第1種農地、第3種の内にも該当しない第2種農地と判断されます。」</p> <p>「この案件は農地の転用面積が3000㎡を超えているため、県農業会議への諮問案件になります。意見書は諮問の回答と併せて県に進達します。」</p>
会長	「ただいま事務局から説明がありました、議案第17号、農地法5条の許可申請については、調査委員からの説明を受け、質疑を受けた後に採決に入りたいと思います。」
委員	<p>「6番、〇〇です。23日に〇〇委員、〇〇委員、私と事務局2名と、現地に〇〇委員と〇〇推進委員と設置業者の担当で現地を確認いたしました。</p> <p>ここは、事務局から説明がありましたとおり〇〇の一番上の場所で、その上には民家も無い場所でした。現状は田では無く、荒地でして、前は中山間地事業で管理をしていましたが、農振農用地からも外れて、現在は耕作されていませんでした。</p> <p>そのほかは、先程の説明のとおりですので問題はないかと思えます。」</p>
会長	「地元委員補足説明をお願いします。」
委員	「7番、〇〇です。調査委員から言われたとおり、〇〇の左手の道を上って行き、一番頂上の場所で、周りは3件の民家があります。それから少し上った所です。農地の持ち主が亡くなってから耕作もされておらず、今まで地区の方々に草刈りの管理を4～5

事務局	「集中して雨水も流れてこない状況にあるのではと、現地を見て思いました。」
委員	「ただ、草刈りを年に5回程と言われましたが、草が生えるようですが。」
委員	「はい、そこに関しては、利用者、申請者が言っているのです。もし、後で農地に影響があった場合は、こちらから言っていかなければと思います。」
事務局	「この案件は、県に出向き諮問をするので、皆さんの厳しい質問をお聞きしたいと思います。」 「他にありませんか。」
会長	「質疑など無いようですので、採決に移ります。 議案第17号、農地法第5条について許可することにご異議ございませんか。」
全委員	「異議なし」
会長	「異議なしと認めます。よって議案第17号 農地法第5条の許可申請については許可することに決定します。」
	協議事項
会長	「その他について、事務局からお願いします。」
事務局	・農業委員研修について
会長	「以上をもちまして令和2年9月の農業委員会総会を終了いたします。」 「このあと 地区別職員研修を行います。一時休憩します。」 ・休憩

令和2年9月総会議事録署名人

会 長

議事録署名人

議事録署名人